

(公印省略)

地企第30259-117号

令和5年1月26日

群馬県飲食業生活衛生同業組合 理事長 様

群馬県産業経済部長 大久保 聡
(地域企業支援課)

ストップコロナ！対策認定制度に係る飲食店及び社交飲食店の
認定基準の変更について（通知）

平素より、本県の産業振興に係る施策の実施につきまして、御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和4年12月13日付け国事務連絡「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定その7）」により、飲食店の第三者認証制度の認証基準が変更になりました。

今回、国の認証基準変更に合わせて、別添のとおりストップコロナ！対策認定制度に係る飲食店及び社交飲食店の認定基準を変更しましたので通知します。

[変更事項]

- パーティション等の設置（座席の間隔の確保）について
 - ・少人数の家族等同席する場合の留意点を追加
- 食事中以外のマスク着用の推奨について
 - ・病気や障害等でマスク着用が困難な場合の留意点を追加

担 当	流通・サービス業係
電 話	027-226-3342
FAX	027-223-7875
E-mail	kigyoka@pref.gunma.lg.jp